

府 共 第 755 号
平成 28 年 9 月 26 日
府 共 第 342 号
一部改正 平成 29 年 4 月 28 日

各府省男女共同参画担当官 殿

内閣府男女共同参画局長
武 川 恵 子（公印省略）

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認について（依頼）

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 20 条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「取組指針」という。）第 2 の 1 及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）第 1 の 1 を踏まえ、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定。以下「取扱要綱」という。）を決定しました。

また、今般、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）（以下「改正省令」という。）を踏まえ、取扱要綱を一部改正しました。

つきましては、別添のとおり取扱要綱を送付しますので、貴府省において、別紙を参考に、取組指針に基づく取組に当たって、WTO 政府調達協定その他国際約束の適用対象となる調達について、スケジュールに沿って着実に実施されるよう、調達関係部局との調整や貴府省内への周知等を行っていただきますようお願いいたします。

また、女性活躍推進法第 20 条の対象を定める同法施行令第 2 条に掲げる貴府省所管の独立行政法人等においても、取組指針等を踏まえた調達に関する取組が進められるよう、当該法人等に対する周知及び指導をお願いいたします。

1. 評価項目の設定例

評価の配点については、実施要領の別紙1を参考としつつ、契約の内容に応じ、各府省において設定するものであること。

WTO政府調達協定その他国際約束の適用対象となる調達に参加する対象外国法人については、取扱要綱第3条に定める認定等相当確認をもって、取組指針第2の1(1)のワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱うものとする。

なお、WTO政府調達協定その他の国際約束の適用対象とならない調達に参加する外国法人についても、内外無差別の観点から、認定等相当確認をもって、取組指針第2の1(1)のワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じ取り扱うことが望ましいこと。

※内閣府における評価項目の設定例（参考2）参照

2. 認定等相当確認に関する情報の把握等

(1) 評価の対象とする次に掲げる認定等相当確認を証する書類（内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書）の写しを用いることが考えられること。（参考3-1～3-6参照）

①女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）に相当するもの（参考3-1）

※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。

②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定（対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）に相当するもの（参考3-2）

③次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定（旧くるみん認定（改正省令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定）に相当するもの（参考3-3）

④次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定（新くるみん認定（改正省令による改正後の認定基準に基づく認定）に相当するもの（参考3-4）

⑤次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に相当するもの（参考3-5）

⑥青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）に相当するもの（参考3-6）

(2) 認定等相当確認を受けている外国法人については、内閣府男女共同参画局ホームページの外国法人の認定等相当確認に係るページにより確認することができること。

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/work-lifebalance.html

(3) 取扱要綱第9条のうち、虚偽の内容により認定等相当確認を取り消された外国法人の情報については、内閣府男女共同参画局推進課から各府省等会計担当課に対し必要な情報を提供すること。

3. 開始時期

内閣府男女共同参画局推進課において、平成 28 年 10 月 1 日から外国法人のワーク・ライフ・バランス等認定等相当確認事務を開始する。

また、WTO 政府調達協定その他国際約束の適用対象となる調達等における外国法人を含むワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目の設定については、取組指針に基づき、原則平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において設定することを踏まえ、積極的に取り組まれないこと。具体的には、原則 30 日間の処理期間及び各府省等のスケジュール等を踏まえ、設定すること。